

壮瞥町農業委員会委員を再募集します

令和5年7月19日任期満了を迎える壮瞥町農業委員会委員の次期候補者の募集について、募集の人数に達しなかったことから、下記のとおり再募集を行います。

なお、推薦を受け又は応募していただいても、必ず候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

壮瞥町農業委員会委員候補者募集要項	
募集の期間	令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）必着 受付は土日祝日を除き、午前8時45分から午後5時30分までに提出してください。
推薦及び応募の資格	農業に関する識見のある農業者・農業関係者か、農地法など農地行政に精通し、農業委員会の所掌事務に利害関係のない方で、職務を適切に行うことができる方で、次のいずれにも該当しない方です。 (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方。 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。 (3) 壮瞥町の「特別職の非常勤職員」となりますので、その兼職を禁止されている方。（※個別にお問い合わせください。） (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員又はこれらと密接な関を有する方。
募集の人数	2人
推薦及び応募の方法	推薦書又は応募申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、締切日までに壮瞥町農業委員会事務局へ提出してください。 なお、郵送による提出も可としますが、締切日までに必着のものに限ります。 また、提出された届出書等は返却しませんので、ご了承ください。 ※1→個人による推薦には3名以上の推薦者が必要です。 ※2→メール及びFAXによる提出は受け付けません。 ※3→推薦又は応募された方の氏名、性別、年齢及び職業等は公表されますのでご承知ください。 (1) 推薦及び応募様式 ・個人が推薦する場合 →様式第1号 ・法人又は団体が推薦する場合 →様式第2号 ・自薦の場合 →様式第3号
候補者の選定	農業委員の過半数以上は認定農業者としなければならない等の法令等に合わせた候補者の選定となり、町長が候補者を選定します。 なお、その際必要に応じて面接による意見聴取を行う場合があります。
個人情報の取扱い	募集により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選定以外の目的に使用することはありません。
任 期	令和5年7月20日～令和8年7月19日
職 務	①農地法等によるその権限に属する業務を行います。具体的には月に1回（必要に応じ複数回）開催する農業委員会総会に出席し付議される案件について審議します。 ②農地等の担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用最適化に関する業務を行うとともに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定します。 ③研修会等へ出席します。
身分及び報酬額	農業委員は、壮瞥町の「特別職の非常勤職員」となり、月額27,000円（会長は月額37,000円）の報酬等が支給されます。
そ の 他	農業委員の候補者は、女性や青年の方、農業に従事していない方もなることができます。
問い合わせ・申込先	〒052-0101 壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町農業委員会事務局 電 話：0142-66-2121 FAX：0142-66-7001 メール：nogyo@town.sobetsu.lg.jp